

投資信託定期積立約款

第1条（約款の趣旨）

- 1 この約款は、追加型投資信託受益権（以下、「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（以下、「本サービス」といいます。）についてお客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- 2 この約款に別段の定めがない事項については、証券取引約款および投資信託受益権等の累積投資取引約款（以下、「投信累投約款」といいます。）等にしたがうものとします。

第2条（買付銘柄の選定）

- 1 本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。
- 2 お客さまは、選定銘柄の中から1銘柄以上の銘柄を指定（以下、「指定銘柄」といいます。）し、本サービス利用の申込みを行うものとします。

第3条（申込方法）

お客さまは次の(1)から(3)の全てに該当する場合に限り、当社所定の手続により本サービスを開始することができます。

- (1) 事前または同時にお客さま名義の証券総合口座を当社に開設済みであること
- (2) 事前に、指定銘柄の契約締結前交付書面を当社より交付されていること
- (3) 本サービスにより指定銘柄の買付を初めて行う日までに、指定銘柄の目論見書および証券取引約款等を当社より交付されていること

第4条（申込内容の変更）

お客さまは、申込事項・届出事項に変更があったとき、または本サービスを中止するときは、当社所定の手続により遅滞なく届出いただきます。

第5条（金銭の払込）

- 1 お客さまは、指定銘柄の買付にあたっては、あらかじめ銘柄ごとに1回あたりの買付金額（以下、「払込金」といいます。）を指定していただきます。
- 2 1銘柄あたりの払込金の最低金額および単位は、選定銘柄ごとに、別に定めるものとします。

- 3 払込金の充当はお客さま名義の証券総合口座からの振替に限ります。お客さまは、払込金相当額を第7条に規定する買付日の3営業日前までに、銀行振込等による証券総合口座への入金、またはお預りしている有価証券の売却等によりご用意いただきます。

第6条（買付の方法）

- 1 当社は、お客さまの指定銘柄の払込金で、「投信累投約款」第3条の定めにしたがい買付を行います。
- 2 第7条に規定する買付日の3営業日前に行う前条3にもとづきご用意いただいた払込金相当額の確認において、払込金全額分の確認ができなかった場合については、いずれの指定銘柄についても第7条1の申込みがなかったものとして処理し、買付は行いません。

第7条（買付日および価格）

- 1 当社は、お客さまからの払込金額相当額の確認をもって、当社が定める所定の日指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取扱います。
- 2 上記1の指定銘柄の買付価額は、約定日の基準価額とします。

第8条（果実の再投資および返還）

投資信託の収益分配金の再投資および投資信託受益権の返還は、それぞれ「投信累投約款」第5条ないし第6条にもとづき取扱うものとします。

第9条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- (1) 当該選定銘柄が償還されることとなった場合または償還された場合
- (2) その他当社が必要と認める場合

第10条（解約）

この契約は、次のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- (1) 証券取引約款第14条に定める場合
- (2) 当社が本サービスの解約を申出た場合
- (3) お客さまがお客さま名義の証券総合口座を解約した場合
- (4) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

第 11 条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。

証券取引約款第 43 条各号に掲げる場合

第 12 条 (その他)

当社はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる事由によっても利子をお支払いしません。

第 13 条 (約款の変更)

- 1 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。
- 2 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2019 年 2 月